

事業主のみなさまへ

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険（雇用・労災保険）の加入手続きはお済みですか？

（11月は労働保険適用促進強化期間です）

労働者を一人でも雇用している事業所・商店等は労働保険に加入しなければなりません。働く人のために失業等に対する社会保障制度への加入は事業主の当然の義務です。人材の確保と労働者の職場定着を促進し、事業の安定を図るため、まだ加入していない事業所は今すぐ加入の手続きをしましょう。

なお、1週間の所定労働時間が20時間以上のパートタイム労働者は、一定の要件を満たせば雇用保険の被保険者になり、このような被保険者のみを雇用している事業所も適用事業所（加入対象）となります。

雇用保険制度の内容や加入手続きについては、ハローワークさぬき（さぬき公共職業安定所）雇用保険窓口へお問い合わせください。

ハローワークさぬき

☎0879-52-2595